

都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 都市再生特別措置法施行令の一部改正

法第六十三条第一項に規定する認定を申請することができる都市再生整備事業の規模について、次に掲げる区域以外の区域において施行される都市開発事業にあつては○・二ヘクタールとすること。

一 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第三項に規定する既成市街地及び同条第四項に規定する近郊整備地帯

二 近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する既成都市区域及び同条第四項に規定する近郊整備区域

三 中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第二百二号）第二条第三項に規定する都市整備区域

四 指定都市の区域
(第十三条関係)

第二 附則

この政令は、平成二十年四月一日から施行すること。